CNIPA、中国知的財産保険に関する白書を公表

2023 年 2 月 10 日
JETRO 香港事務所

2023 年 2 月 8 日、国家知識産権局（CNIPA）知的産権発展研究センターが、「**中国知的財産保険発展白書**」（中国知识产权保险发展白皮书（2022）[1]）を公表した（白書自体は 2022 年 12 月付け）。

白書は全 4 章 46 頁（付属文書を含むと 61 頁）からなり、第 1 章では、知財保険の概念、種類及び役割について、第 2 章では、中国での知財保険の発展状況と主な課題について、第 3 章では、海外での知財保険の発展状況[2]について、第 4 章では、知財保険の今後の方向性について、付属文書では、自治体や保険会社が近年推進している知財保険の代表的な事例（計 9 事例）について紹介されている。

白書の概要は以下のとおりである。

- 2022 年 9 月時点で、全国 22 以上の省、99 以上の地方自治体が知財保険事業を開始し、累計で 2.7 万社以上の企業が保有する 4.4 万件以上の知的財産（専利、商標、地理的表示及び集積回路配置設計）を対象として、1100 億元以上のリスク補償が提供されている。［序論より］
- 知財保険は大きく分けて、補償型[3]（补偿类）、責任型[4]（责任类）、融資型[5]（融资类）の 3 種類に分けられる。そして、保険対象となる知財権の種類によって、専利保険、商標保険等の各知財権に対応する保険や知財総合保険に分けられ、さらに、保険の機能によって、イノベーション奨励型[6]（激励创新类）、転化応

1 ［原文］https://www.cnipa-ipdrc.org.cn/UpLoad/2023-02/20232865329.pdf
2 日本では、大別して知財権ライセンス保険と知財権訴訟費用保険の 2 種類があると解説。
3 主に知財の権利確認（确权）期間中等に発生した各種調査費用や訴訟費用を補償するために利用される保険。
4 主に第三者による知財権侵害から生じる直接的な経済的損失に対する補償や、過失による知財権関連の損害賠償責任等に利用される保険。
5 主に知財権担保融資の保証保険サービスを提供し、企業の資金調達ルートを確保するために利用される保険。
6 主に費用償還型保険（费用补偿类保险）や知財権サービス事業者及びサービス担当者向けの賠償責任保険（知识产权服务机构和服务人员的责任保险）が含まれ、知財権の出願・維持にかかる

用型[7]（转化运用类）、リスク保護型[8]（风险保障类）に分けられる。［第 1 章一より］

- 知財保険は、知財権制度の市場ベースの運用において重要な役割を担い、知財権の転化や応用、その価値の実現に大きな意義を有するものである。そして、知財権の転化と応用に関して次の 3 点に役立つ。①企業のイノベーション資源の集中促進、②潜在的なリスクの分散、③サービスモデルの革新の誘導・推進。さらに、中小企業のイノベーション能力を高める上で、知財保険は、①出願コストの一定程度の低下、②知財創出の質向上の促進、にも貢献するものである。［第 1 章二より］
- 知財保険の課題として次の 5 点が挙げられる。①知財リスクに影響を与える複雑かつ可変的な要因[9]、②知財権の価値評価の難しさ、③保険会社において必要な専門知識のサポートの欠如、④保険商品のカバー範囲（加入率）をさらに拡大する必要性、⑤包括的な知財保険の専門家の不足。［第 2 章二より］
- 知財保険の今後の発展の方向性として次の 7 点が挙げられている。①知財保険に関する全プロセス（保険加入前、保険期間中、保険事故後）のサービス体制の確立と改善、②知財価値評価を改善してリスクの防止と管理の強化、③知財保険に対する政策支援の更なる強化、④知財保険の商品体系の更なる充実と改善、⑤新技術（ビックデータや AI 等）を駆使した保険商品のイノベーション促進、⑥専門チームと専門機関の能力開発の継続的な強化、⑦海外の知財保険開発の有益な経験に対する探求と学習。［第 4 章より］

（以上）

費用や、対応する知財権が登録認可されなかった場合に（出願人が代理人などのサービス事業者に支払う）出願費用を補償するために利用される保険。

7 主に権利侵害損失保険（侵权损失保险）や権利侵害責任保険（侵权责任保险）が含まれ、中国国内外における権利者または関係者の法的権利・利益を守るための費用補償に利用される保険。

8 主に信用保険（信用保险）や保証保険（保证保险）が含まれ、知財権の転化応用、取引許諾、担保融資等の潜在的なリスク費用を補填するために利用される保険。

9 次の 3 点が挙げられている。①知財リスクの強さは知財資産全般の品質や商業的価値と強い正の相関があること、②知財権の価値は、有形固定資産と比較して、科学技術の革新、産業政策の調整、市場環境の変化など、より多くの要因によって変動すること、③知財権の価値の転化には、保有者に一定の知財権活用能力が必要であって、それは知財資産自体の価値要因に加え、イノベーション主体のその後の運営能力、外部環境に依存すること。